

農林水産省行政効率化推進計画等の取組実績

1. 公用車の効率化

(今後の取組計画)

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

- 運転手の退職時期や稼働率の向上、職員自身の運転による移動、公共交通機関を活用することにより、平成25年度までに30台削減。

・ 18年度までの取組

15年3月 146台 → 15年度 143台 (▲3台) → 16年度 139台 (▲4台)
→ 17年度 134台 (▲5台) → 18年度 125台 (▲9台) (計▲21台)

・ 19年度以降の取組(19年度から25年度までに▲30台のうち)

19年度 112台 (▲13台) → 20年度 109台 (▲3台) (計▲16台)

・ これまでの削減数累計▲37台

平成20年度予算における削減効果 ▲185,522千円

(人件費を除く削減効果 ▲35,387千円)

- 公用車の削減に当たっては、退職後不補充、運転業務の民間委託の停止等を行う。また、職員運転手は研修やOJTを実施し待機時間に他の業務(車両管理その他の現業的業務、事務の補助的業務等)に従事するなど、人材の有効活用を図る。

・ 退職後不補充の原則、民間委託の停止及び予備車の削減により公用車の削減を行っている。

- 部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上、タクシー等の経費の削減を図る。

・ 農林水産本省、地方農政局等において、部局をまたがる集中的な運行管理を行っている。

- 運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は売却して、レンタカーの利用、タクシー等の公共交通機関の利用に切り替える。

- ・ 農林水産本省及び地方農政局において、平成 21 年度までに予備車 8 台の削減を行うこととしている。

- 業務の実態を踏まえ、可能な限り、軽自動車や低排気量車への切り替えを行う。

- ・ 平成 18 年度末の公用車 125 台のうち 38 台について、低排気量車へ切り替えを行っている。

- 地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。

- ・ 農林水産本省においては毎月第一月曜日の「霞ヶ関ノーカーデー」に、地方農政局においては各地方公共団体の実施するノーカーデーやノーカーウィークに協力している。

- 交通安全教育を実施する。

- ・ 農林水産本省の運転手に対して、警視庁麹町警察署からの講師派遣により交通安全教育を実施している。また、筑波事務所の職員に対して、茨城県つくば中央警察署からの講師派遣により交通安全教育を実施している。

2. 公共調達効率化

(今後の取組計画)

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等

- ① 公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大しており、平成19年度においては、予定価格が原則2億円以上としていたものに加え、水門工事については9千万円以上に拡大を図り、これを除いた2億円未満の工事についても、できる限り一般競争方式の導入に努めることとする。導入に当たっては、事業特性に応じた独自の改革により、平成21年度までに一般競争入札の対象を概ね8割（金額ベース）まで順次拡大することとする。また、林野庁直轄事業については、平成19年度から一般競争入札とする。なお、昨年に引き続き一般競争入札による調達の割合を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表。

- ・ 平成19年度における公共工事（競争方式）の実績（H19.12.31現在）
予定価格が2億円以上の工事
一般競争方式：121件（100.0%）、49,478百万円（100.0%）
一般競争方式以外の全ての競争方式：0件（0.0%）、0百万円（0.0%）
予定価格が2億円未満の工事
一般競争方式：1,015件（48.4%）、45,374百万円（52.4%）
一般競争方式以外の全ての競争方式：1,081件（51.6%）、41,282百万円（47.6%）
- ・ 平成19年4月1日以降に入札手続を開始した9千万円以上の水門工事については、すべて一般競争で実施している。
- ・ 平成19年度から、林野庁直轄事業については、一般競争入札を実施している。
- ・ 地方農政局発注工事について入札ボンドを試行実施（平成19年5月31日より、3件実施）
- ・ 一般競争による調達割合（公共工事関係）
平成18年度分は2月公表予定。平成19年度分は平成20年夏頃に公表予定。

http://www.maff.go.jp/j/supply/kouhyo/kourituka_2005.html

- ② 技術的な工夫の余地がある工事（小規模な工事を除く。）について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準の見直し等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、平成19年度は実施割合65%（金額ベース）に拡大を図る。

- ・ 平成19年度における実施状況（H19.12.31現在）
411件（18.5%）、75,343百万円（55.3%）

- ③ その他の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、原則、一般競争入札によることとする。一般競争入札による調達の割合を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表。

- ・ 一般競争による調達割合（その他の公共調達）
平成18年度分は2月公表予定。平成19年度分は平成20年夏頃に公表予定。
http://www.maff.go.jp/j/supply/kouhyo/kourituka_2005.html

- ④ 原則全ての入札について、ホームページによる情報の公表に努めるものとする。

- ・ 毎月、農林水産省のホームページに入札を含めた契約に係る情報を公表している。
<http://www.maff.go.jp/j/supply/kouhyo/keiyaku/index.html>

- ⑤ 調査・研究業務等の発注を一般競争入札に移行するものについては、原則として総合評価方式により落札者を決定することとする。

- ・ 総合評価落札方式マニュアルを作成し、総合評価落札方式による一般競争入札への移行に努めている。
なお、広報の請負業務においては、既に、総合評価落札方式による一般競争入札を実施している（平成19年度から）。

- ⑥ 公共工事の競争入札参加資格として、特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止することを一層徹底。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表。

・ 特定JVの結成義務付けは、従来より、原則として廃止しているところであるが、義務付けた場合は、引き続き毎年度夏頃に理由を公表することとする（平成18年度は該当なし）。
(http://www.maff.go.jp/j/supply/kouhyo/kourituka_2005.html)

- ⑦ 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。

・ 総合評価落札方式について、平成19年度は簡易型4件、設計・施工一括方式1件を実施した。また、公共建築工事標準成績評定については平成19年4月より試行、平成20年1月より実施した。

- ⑧ 事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次により物品、役務等の一括調達の推進等を図る。

ア 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより、契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。

イ 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底することにより、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。

ウ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括して契約することができるものについては、一括することにより、一般競争契約の導入・拡大を推進する。

エ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。

- ・ 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専

用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。

- ・ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行なわないですむよう事務の省力化方策について検討する。
- ・ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁とともに検討することとする。

- ・ 消耗品の調達は、四半期ごとに取りまとめ契約している。
なお、20年度からは、1年間の単価契約を締結する予定である。
- ・ 備品の調達は、供用時期が近いものは取りまとめて契約している。
- ・ 本省においては、既に一括して契約できるものは一括し、一般競争入札を実施しているが、施設等機関の一部においては、20年度から庁舎の清掃業務等を一括して一般競争入札に移行することとしている。
- ・ 農林水産本省では、既に庁舎の清掃業務など外庁を含めて一括して一般競争入札を実施し、共用部分と専用部分に応じた分担金を支出する方法をとっている。

⑨ 事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次により、調達事務の集約化を推進する。

ア 複数の調達機関が同一敷地内等に所在している場合は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進する。

イ 地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。

ウ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁とともに検討することとする。（再掲）

- ・ 農林水産本省にあっては、後納郵便のように各部署が共通して使用する役務契約を、同一敷地内に所在する調達機関を含めて一括して一般競争入札を実施し、各調達機関の連名契約となっている。
- ・ 農林水産省の永年勤続者に対する記念品（銀杯）など、地方支分部局等と共通する仕様にあつては、本省で一括して単価契約による一般競争入札を実施している。

- ・ 農林水産本省では、既に庁舎の清掃業務など外庁を含めて一括して一般競争入札を実施している。

○ 適切な競争参加資格の設定等

- ① 公共工事については、民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価。
- ② 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。（再掲）
- ③ 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。

- ・ 公共調達における競争参加資格については、真に必要な参加資格を設定しており、厳格に運用しているところ。

○ 随意契約の適正な運用等（平成16年度より逐次実施）

- ① 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を引き続き厳格に実施。
- ② 随意契約のうち、いわゆる少額随契の金額を超えるものについては、HPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表。
また、少額随契による場合においても、見積合わせを行うなど競争的手法の導入に努める。
- ③ 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど、その適正な履行の確保に努める。
- ④ 農林水産省会計監査規程に基づき平成19年度監査実施基本方針を定め、随意契約の適切性、委託契約の適正な実施及び少額随意契約の適正な手続きについて、各監査部局統一的な観点から監査を実施。

⑤ 平成19年1月に作成した「随意契約見直し計画（改訂）」により、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。

- ・ 随意契約は、決裁体制を強化して審査を厳格化している。
- ・ 随意契約を含めた契約について、農林水産省のホームページに公表しており、また、オープンカウンター方式により少額随契であっても、見積合わせを実施している。
- ・ 不適切の再委託がないよう、契約の相手方から承認申請書を提出させ、契約担当官等の承認を得た後でなければ再委託できない仕組みとなっている。
- ・ 平成19年度監査実施基本方針（平成19年3月作成）に基づき、各監査部局において、随意契約の理由、再委託承認手続等の適正な実施、少額随意契約の複数者からの見積書徴取等について統一的な監査を実施している。
- ・ 「随意契約見直し計画（改訂）」のフォローアップとして、平成18年度フォローアップ調査を実施し、調査結果をホームページに公表している。

なお、調査結果の概要は以下のとおり

平成19年1月の「随意契約見直し計画（改訂）」の内容
競争性のない契約方式 1,386 億円→220 億円（▲1,166 億円 84%減）

計画作成後の随意契約の適正化の実施状況（18年度フォローアップ調査結果）

競争入札	9,529 件（51%）、5,392 億円（76%）
企画競争・公募等	1,313 件（7%）、543 億円（8%）
競争性のない契約方式	7,869 件（42%）、1,179 億円（16%）

また、「随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月2日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）」に基づき、すべての分野の監視を行う第三者機関を本省、地方農政局等の機関に設置。

なお、所管各部局に対し、随意契約の適正化に向けた取組を確実に

に実施するよう、11月6日に文書で周知徹底を図った。

随意契約見直しに伴う平成20年度予算における削減効果

▲2,691百万円

《具体例》

国内米及び輸入米を営業倉庫等に保管させる場合について、随意契約による営業倉庫の保管料単価の選択肢は、これまで3種類であったが、より競争原理を拡充するため選択肢の多様化・拡大を図ることとし、保管料単価の選択肢を14種類に広げることとした。その結果、複数の営業倉庫が従来より低い保管料単価を選択したことにより、削減が図られた。

平成20年度予算における削減効果 ▲1,732百万円

○ 落札率1事案への対応等

- ① 公共調達（国の行為を秘密にする必要があるもの、予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの、予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第31条の方式による米穀等及び麦等の買入に係るものを除く。）について、落札率を一覧表にして毎年度公表。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。
- ② 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格をより適正に設定。
- ③ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、予定価格をより適正に設定。
- ④ 調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。（再掲）
- ⑤ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には履行期の適切な確保等を考慮した上でなるべく再度公告入札を実施。

- ・ 平成 18 年度分は 2 月公表予定。平成 19 年度分は、平成 20 年夏頃に公表予定。
(http://www.maff.go.jp/j/supply/kouhyo/rakusaturitu_2005.html)
- ・ 予定価格の作成に当たっては、インターネットなどを積極的に活用し、適正化を図っている。
- ・ 参考見積は原則として複数者から徴取しており、また、参考見積が適正であるかを市場調査により精査している。
- ・ 競争参加資格は、競争性を阻害しないよう必要最小限に留めている。
- ・ 工事にあつては、再度入札に制限を設け、何度も繰り返さないように努めている。

○ 国庫債務負担行為の活用

- ① コピー機、パソコン等の物品について、複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。
- ② 総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システム及び国有林野事業関係業務の業務・システムについて、それぞれ、平成 17 年 4 月に決定した最適化計画に基づく最適化の実施に当たり、モデル事業として、国庫債務負担行為による複数年契約により実施。今後とも、複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施。

- ・ コピー機、パソコン等の物品について、国庫債務負担行為による複数年契約を実施する。
(平成20年度) 一般会計 10事項、 特別会計 4事項

○ その他（平成 16 年度より逐次実施）

- ① 物品等の調達に当たって銘柄指定はできる限り行わないなどの徹底した仕様の見直し・合理化によりコストを削減。（過剰仕様等の排除）

- ・ 物品等の調達に当たっては、銘柄指定はできる限り行わないこととし、必要最小限の仕様、規格等の指定にとどめており、経済的、効率的な調達に向け、今後とも引き続き実施する。

② 電話料金の割引制度を引き続き活用。

【行政コスト削減に関する取組】

- ・ 電話料金の低減を図るため、平成 19 年度においても割引制度を引き続き活用している。

③ 電力供給契約の入札を引き続き実施。

【行政コスト削減に関する取組】

- ・ 平成 19 年度においても引き続き電力供給契約の入札を実施する。

④ 電子入開札システムを引き続き活用。

【行政コスト削減に関する取組】

- ・ 平成 19 年度においても引き続き電子入開札システムを活用する。
電子入開札システム利用実績（平成 19 年 4 月～12 月） 3,376 件

⑤ 競争性に着目した調達を推進するため、これまでの取組を引き続き実施しつつ、さらなる経済性に資する調達方法を検討。

- ・ 一般競争入札を原則として、引き続き競争性のある契約方式を実施していく。

⑥ 競争入札の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど、その適正な履行の確保に努める。

- ・ 再委託の承認については、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財務大臣通知）に基づき、より適正に実施することとされたため、周知徹底の文書を平成 18 年 9 月に各部局へ発出し、引き続き適正な履行の確保に努めている。

⑦ 農林水産省会計監査規程に基づき、平成 19 年度監査実施基本方針を定め、年度末の予算執行状況について、効率的な執行の観点から監査を実施。

- ・ 平成 19 年度監査実施基本方針（平成 19 年 3 月作成）に基づき、各監査部局において、物品の一括調達や計画的な経費の使用等予算の効率的及び効果的な執行状況について監査を実施している。

⑧ 適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。

- ・ 不要品データベースを改修し、本省内における情報の共有化を図り物品の有効活用に努めている。

【行政コスト削減に関する取組】

○下水道料金の減量制度活用による経費の削減（平成12年度より）。

- ・ 平成19年度においても、減量制度を引き続き活用している。

【行政コスト削減に関する取組】

- ・ 外国産麦の輸入に使用する船舶を大型化し、海上運賃等を削減。（平成12年度より）

平成20年度予算における削減効果

▲ 581,888 千円

3. 公共事業のコスト縮減

(これまでの取組)

- 公共工事コスト縮減対策に関する行動指針（平成9～11年度）
 - ① 農業農村整備事業のコスト縮減計画
 - ② 森林整備事業等のコスト縮減計画
 - ③ 水産関係公共事業のコスト縮減計画
 - ◇取組内容：平成8年度比で10%の工事コストの縮減
 - ◇実施状況：平成11年度に縮減目標を達成
 - 公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針（平成12～20年度）
 - ① 農業農村整備事業等の新コスト縮減計画
 - ② 森林整備事業等の新コスト縮減計画
 - ③ 水産関係公共事業の新コスト縮減計画
 - ◇ 取組内容：
 - ・ 工事コストの低減
 - ・ 工事の時間的コストの低減
 - ・ 施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減
 - ・ 工事における社会的コストの低減
 - ・ 工事の効率性向上による長期的コストの低減
 - ◇ 実施状況：平成14年度の工事コストの低減実績（H8年度比）
→ 12.9%（物価の下落等を含めると20.6%）
 - 公共事業コスト構造改革プログラム（平成15～19年度）
 - ① 農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム
 - ② 林野公共事業コスト構造改革プログラム
 - ③ 水産関係公共事業コスト構造改革プログラム
 - ◇ 取組内容：事業の全てのプロセスをコストの観点から見直し、計画・設計から調達や管理の各段階において最適化を図ることにより、①工事コスト、②事業便益の早期発現、③将来の維持管理費を要素とする総合コスト縮減率を設定し、その15%縮減（平成14年度比）を目指す。
 - ◇ 実施状況：平成17年度の工事コストの縮減実績（平成14年度比）
→ 10.4%（物価の下落等を含めると10.9%）
- (<http://www.maff.go.jp/nouson/sekkei/kostosyukugen/mokuji.htm>)

◇ 実施状況：平成18年度の工事コストの縮減実績（平成14年度比）
→ 12.4%（物価の下落等を含めると11.6%）
(<http://www.maff.go.jp/nouson/sekkei/kostosyukugen/mokuji.htm>)

（今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 計画・設計等の見直し

コスト縮減、地域や目的に応じた合理的な設計・施工等の観点から、設計基準「農道」をはじめとした設計基準類を順次見直し、弾力的な計画・設計を促進。（平成16年度は「農道」を改定。平成17年度は「ポンプ場」を改定。平成18年度は①設計基準「頭首工」について改定に着手。②「治山技術基準」の改訂に着手。平成19年度は設計基準「パイプライン」について改定に着手。）

- ・ 設計基準「農道」を平成16年度改定。また、設計基準「ポンプ場」を平成17年度改定。平成18年度より設計基準「頭首工」の改定に着手しており、平成19年度末に食料・農業・農村政策審議会より答申を頂く予定。平成19年度は新たに設計基準「パイプライン」の改定に着手。
- ・ 「治山技術基準」については、平成18年度に改訂に向けた委託調査等を実施し、平成19年度は改訂のための検討委員会を開催。

○ 新技術の開発・活用

- ① 今後の農業農村整備事業の効率的な実施に資する技術開発の方向等を定めた「農業農村整備事業に関する新たな技術開発五カ年計画」を策定し、それを踏まえた新技術開発を官民の密接な連携により推進。（平成16年度より）
- ② 民間等が開発した新技術の導入事例を普及マニュアルや設計・施工指針（案）及び事例集として整備し、施設の計画・設計に積極的に活用。（平成16年度より）

- ・ 新技術の導入事例を記載した普及マニュアルを平成16年度に作成した。また、平成19年度に設計・積算等の技術指針等を作成予定。
- ・ 平成17年度より、新技術を導入した施設の経年変化調査を実施し、一層の信頼性向上を図ることにより、新技術の活用を促進。また、

平成19年度までに認定された新技術としては、大型フリームの布設工事におけるボックスベアリング横引き工法、地すべり対策工事におけるねじ継手式地すべり抑止杭工法、トンネルの改修工事における超高強度繊維補強コンクリートパネルによる水路内張工法等を採用している。

○ 入札・契約の見直し

- ① 工事入札契約について、入札時VE、総合評価方式の実施に関する目標値を定めるとともに、総合評価方式については平成18年度より大幅に拡大。（平成16年度より目標値を設定。平成18年度目標は金額ベースで50%。平成19年度目標は、金額ベースで65%。）

- ・ 入札時VE方式について、平成19年度においては昨年度以上の件数を目標として実施。（平成15年度：12件、平成16年度：27件、平成17年度：63件、平成18年度：383件（総合評価を含む）、平成19年度：500件程度を予定）
- ・ 総合評価落札方式について、平成19年度においては昨年度以上の件数を目標として実施。（平成15年度：5件、平成16年度：14件、平成17年度：38件、平成18年度：369件、平成19年度：500件程度を予定）
- ・ 総合評価落札方式等の事例集を作成し、採用を推進する。

- ② 工事入札契約について、引き続き、大規模かつ難易度の高い工事に入札後契約前VEを試行実施。（平成16年度より）

- ・ 入札後契約前VEの実施通知を施行。平成19年度も引き続き試行実施する。

- ③ 「要求性能」を提示し、それを満足する民間の技術提案を求めた上で、入札を行う「性能規定発注方式」の試行を用水路工事で実施。（平成17年度より）

- ・ 平成18年度までにモデル工事を4件実施。平成19年度も引き続きモデル工事の実施を予定。

④ 詳細設計と施工とを一括した契約により発注する入札方式等多様な発注方式の試行を拡大（平成19年度より）

- ・平成19年度も引き続き試行を拡大実施する。特に施設機械工事において設計施工一括発注方式を推進する。（平成16年度：14件、平成17年度：15件、平成18年度：21件、平成19年度：21件以上予定）

⑤ 優れた企業による競争を推進するため、工事成績評価のデータベースを整備し、企業の評価に過去の工事成績を適切に反映。（平成16年度より）

(1) 資格審査における技術力評価の重視

優れた技術力を有する企業の選定と不良不適格業者の排除を図る観点から、平成17・18年度資格審査より、個別工事の成績評価にあたり、従来の工事成績評価に加え、工事の難易度評価、VE提案評価を追加済み。

また、VE提案の促進に向けた企業へのインセンティブ付与方策として、工事成績評価のデータベースを整備し、企業の評価に過去の工事成績を適切に反映する等の基準を平成16年度に策定した。

(2) 入札契約に係る技術審査における技術力評価の重視

総合評価落札方式において、技術力（企業評価、技術者評価、施工計画）を重視した評価基準の見直しを平成18年度に行った。

⑥ 工事、業務の入札に電子入札を導入。（平成16年度より）

- ・農業農村整備事業及び海岸事業では、農政局長契約及び事業所長専決契約の全ての工事・業務を対象に導入済み。林野公共事業においても、森林管理局长等契約の全ての工事・業務を対象に導入済み。

○ 積算の見直し

- ① 「積み上げ方式」から「施工単価方式（ユニットプライス型積算方式）」への積算体系の転換に向けた検討・試行。（平成16年度より直轄工事の管水路工事においてデータ収集を開始。平成17年

度は試行に向けたユニット単価等を作成し、平成18年度は管水路工事において試行を実施。平成19年度は管水路工事の試行工事を拡大するとともに、新たに直轄工事の開水路工事においてデータ収集及びユニット単価等を作成。）

- ・ 管水路工事において、平成16年度より、単価データ収集を開始し、平成17年度に試行に向けたユニット単価作成の検討等を行い、平成18年度より試行を実施している。（平成18年度：6件、平成19年度：10件予定）

② インターネット等を利用した主要資材価格等の見積徴収方式を試行し、予定価格をより適正に設定。（平成16年度より一部の直轄工事において試行）

- ・ 一部の直轄工事において、平成19年度も、引き続き試行を検討。

○ 農家・地域住民等参加型手法による直営施工方式の推進

地域の意向に応じたオーダーメイド原則の導入や、農家・地域住民等参加型手法による直営施工方式を推進マニュアル等を活用して、積極的に推進。（平成16年度より直営施工方式を拡大）

- ・ 平成19年度においても、引き続き、直営施工方式を拡大することとしている。（平成15年度：104件、平成16年度：140件、平成17年度：140件、平成18年度：160件、平成19年度：160件予定）

○ 資源循環の促進

「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の一環として、環境への負荷を軽減し工事における社会的コストを低減する観点から地域材の利用（遊歩道、水路、用地等の境界に設ける安全柵・手すりを木製化）を引き続き促進。（平成16年度より）

平成19年2月から取組を進めている「美しい森林づくり推進国民運動」の一環として、公共土木工事における間伐材等木材利用拡大を一層推進。（平成18年度より）

- ・ 農林水産公共事業の安全柵・手すり等の柵工の木製製品割合（コスト等の制約を受ける場合を除く）を平成15年度の88%から平成16年度以降は毎年100%の目標を達成している。平成19年度も、引き続き、地域材の利用の促進に取り組んでいる。

- ・ 林野庁では、木材の有効かつ積極的な利用を推進するための森林土木木製構造物設計等指針の普及を図るとともに、地域における施工事例を勘案した森林土木木製構造物暫定施工歩掛の追加・改定を毎年実施している。
- ・ 平成19年2月に農林水産省内に「美しい森林づくり推進国民運動」推進本部を設置し、その一環として公共土木工事における間伐材等の利用を通じて、緑豊かな循環型社会の構築に取り組んでいる。

4. 電子政府関係の効率化

(今後の取組計画)

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 業務・システムの最適化

① 個別府省の業務・システム

総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムについては、平成19年度末までにシステム開発を完了し、新システムによる運用を開始。

- ・ 生鮮食料品流通情報データ通信システム並びに動物検疫業務及び植物検疫業務については、業務・システム最適化計画に基づき、早期かつ着実な最適化の実施を推進。

○ 総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システム

- ・ 最適化計画の策定（17年4月）→ 最適化の実施（17～19年度）
- ・ 平成20年度予算における削減効果（最適化の実施によるシステム運用経費の削減効果） ▲505,966千円
- ・ この取組による平成21年度以降の削減見込額（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減見込額） ▲532,059千円

○ 生鮮食料品流通情報データ通信システム

- ・ 最適化計画の策定（18年3月）→ 最適化の実施（18～21年度）
- ・ この取組による平成22年度以降の削減見込額（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減見込額） ▲171,975千円

【行政コスト削減に関する取組】

○ 動物検疫業務及び植物検疫業務

- ・ 最適化計画の策定（18年3月）→ 最適化の実施（18～20年度）
- ・ この取組による平成21年度以降の削減見込額（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減見込額） ▲153,923千円

- ・ 農林水産省情報ネットワークについては、22年度までの省内統合に向け推進。

○ 農林水産省情報ネットワーク

- ・ 最適化計画の策定（18年3月）→ 最適化の実施（18～21年度）

- ・ この取組による平成 22 年度以降の削減見込額（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減見込額） ▲208,000 千円

- 業務・システムの最適化に基づく合理化
平成 20 年度における定員合理化 ▲353 人

○ その他

① オンライン化に対応した減量・効率化

年間申請件数が 10 万件以上の 3 手続（①指定検疫物の輸入届出、②輸入植物等の検査の申請、③採捕数量等の報告）については、既にオンライン利用率はいずれも 8 割以上となっているが、平成 19 年 3 月に改定された「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、今後とも広報・普及活動等を通じ一層のオンライン利用率の向上を目指す。

- ・ 申請者、関係団体に対する説明会や当省ホームページ等により、広報・普及活動を実施。

5. アウトソーシング

(今後の取組計画)

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

- ・ 庁舎管理業務等（警備・清掃・空調管理・電話交換業務）については、既に必要に応じて外部委託を実施しているところであるが、今後についても、引き続き、外部委託を活用していくこととしている。

平成 20 年度業務委託額

庁舎管理業務	349,081 千円
電話交換業務	5,100 千円

- 農林水産統計調査については、農政改革の進捗や行政改革の流れに対応して、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを行った結果、平成 22 年度末までに国の職員による実地調査を原則廃止し、調査員調査、郵送調査等のアウトソーシングを実施する。さらに、アウトソーシングの一つの手段として、牛乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査等について平成 20 年度から市場化テストの対象業務とする方向で検討を行う。

- ・ → 「7. 統計調査の合理化」の欄に記載。

- 地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務については、既にアウトソーシングしている地方施設が多いが、当該業務をアウトソーシングしていない施設においては、アウトソーシングの可能性について検討し、より一層の推進を図る。

- ・ 清掃、警備等の総務業務については、既に多くの施設でアウトソーシングしているところであるが、出張所、支所等の小規模な事務所であってアウトソーシングしていない官署は、費用対効果を勘案しつつ、引き続き可能性を検討していく。

6. IP電話の導入等通信費の削減

(今後の取組計画)

○ 農林水産本省における平成19年度の電話交換機更新時に、国際電話についてIP電話を導入する。

- ・ 農林水産本省において、IP電話にも対応できる交換機を平成19年度に導入し、国際電話についてはIP化を図った。
- ・ 農林水産政策研究所及び地方支分部局において試行導入しているところ。

平成20年度における削減効果（見込み） ▲1,800千円

7. 統計調査の合理化

(今後の取組計画)

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

- ① 農政改革の進捗や行政改革の流れに対応して、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを行うこととし、平成22年度末までに国の職員による実地調査を原則廃止し、調査員調査、郵送調査等のアウトソーシングを実施する。

平成19年度においては、次の見直しを行う。

- ・ 農業経営統計調査の標本数の削減、郵送調査の拡大
- ・ 耕地面積調査及び水稲作付面積調査への調査員調査の導入
- ・ 小豆等の予想収穫量調査の廃止 等

- ・ 農業経営統計調査の標本数の削減、食品ロス統計調査の調査周期の見直し、花き卸売市場調査の廃止等により調査経費を縮減。

平成20年度予算における削減効果

▲123,043千円

平成19年度までの取組における削減効果

▲414,332千円

- ② 円滑な調査員調査の実施に資するため、調査員調査化した統計調査の誤差を検証し、調査精度の維持を図るためのフォローアップ調査事業を実施する。

- ・ 平成19年度は、調査内容・方法等の異なる3調査について調査誤差の内容やその要因を把握・分析。今後は、事業の継続により調査精度を維持するための改善方策を得るとともに、調査員調査の円滑な実施に向けた取組を具体化。

- ③ 農林水産統計は、アウトソーシングの一つの手段として、牛乳乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査等について平成20年度から市場化テストの対象業務とする方向で検討を行う。

- ・ 牛乳乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の3調査について市場化テストを実施。

平成20年度予算への反映額

23,124千円

この取組による削減見込額 → 統計調査に係る人件費等の削減

④ 上記の統計調査の抜本的な見直しに対応し、地方統計組織においても、主に次のような大幅な見直しを行い、統計調査関連業務の重点化・簡素化を図る。

- ・ これまで地方統計組織においても実施していた統計調査の公表を必要最小限に限定する。
- ・ 市町村別データの作成について、国の施策を推進する上で不可欠なものに限定する。（例：作物統計調査の見直しに伴い、作付面積、収穫量の市町村別データの作成を廃止（ただし、水稲、麦、指定野菜等の品目を除く。））
- ・ 各地方統計組織において作成していた加工・分析書の作成を廃止する。

・ 公表の限定、市町村別データ作成の限定、加工・分析書の廃止により効率的な企画・取りまとめ業務を実施。

⑤ 統計調査の抜本的な見直しとこれに伴う業務の徹底的な合理化・効率化により、平成17年度末定員の4,132人を向こう5年間で1,904人純減する。

・ → 「○ アウトソーシング」の欄に記載。

○ ITの活用

① 平成18年3月に策定した農林水産省共同利用電子計算機システム及び生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システムの最適化計画に基づき、早期かつ着実な最適化の実施を推進。

○ 農林水産省共同利用電子計算機システム

- ・ 平成18年3月に最適化計画を策定し、平成18年度に最適化を実施。
- ・ 平成19年度までの取組による削減効果 ▲625,474千円

○ 生鮮食料品流通情報データ通信システム

- ・ 最適化計画の策定（18年3月）→最適化の実施（18～21年度）
- ・ この取組による平成22年度以降の削減見込額（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減見込額） ▲171,975千円

- ② 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、オンライン調査を導入。（平成20年1月に、木材流通統計調査、畜産物流通統計調査及び水産物流通調査及び木材統計調査について実施予定。）

- ・ 平成20年1月に木材流通統計調査、畜産物流通統計調査、水産物流通調査及び木材統計調査においてオンライン調査を導入。平成20年度においても、引き続きオンライン調査の導入を促進。
平成20年度予算への反映額 11,130千円
この取組による削減見込額 → 統計調査に係る人件費等の削減

○ アウトソーシング

平成22年度末までに、原則としてすべての統計調査について、調査員調査化等の統計調査のアウトソーシングを実施。（平成17年度より順次実施）

- 調査員調査化、郵送調査化等のアウトソーシングの実施
平成20年度予算への反映額 85,927千円
この取組による削減見込額 → 統計調査に係る人件費等の削減
- 統計調査の抜本的な見直し及び業務の徹底的な合理化・効率化により、平成17年度末定員の4,132人を今後5年間で1,904人純減することとし、平成18年度に230人、平成19年度に442人、平成20年度に447人を合理化。
4,132人（平成17年度）→ 3,902人（18年度）→ 3,460人（19年度）
→ 3,013人（20年度）→ 2,228人（22年度）（▲46%）

8. 国民との定期的な連絡等に関する効率化

(今後の取組計画)

○ 冊子小包郵便や大口発送による特別料金等、郵送料金の割引制度等の活用を推進する。(引き続き実施)

- ・ 冊子小包郵便物と小包郵便物については、平成 19 年 10 月から、これまでの郵便局に代えて、一般競争入札方式による宅配便業者との契約に基づき、メール便、宅配便として発送しており、これにより経費の節減に努めているところである。

9. 出張旅費の効率化

(今後の取組計画)

- 農林水産省会計監査規程に基づき平成19年度監査実施基本方針を定め、出張の効率的な実施及び航空機を利用した出張に係る旅費の支給状況について、各監査部局統一的な観点から監査を実施。(平成18年度より)

- ・ 平成19年度監査実施基本方針(平成19年3月作成)に基づき、各監査部局においてパック商品の利用等出張の効率的な実施及び航空機を利用した出張に係る旅費の支給状況について監査を実施している。

- 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図る。特に、昨今の国際航空線における割引制度の発展に鑑み、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引制度を利用(平成16年度より)。また、経済的なパック商品の利用を積極的に推進する。

- ・ 出張を行う際には、国内、国外とも各種の割引制度を利活用するよう周知している。国内出張の場合、原則、「パック商品等利用確認書」を徴し確認を行うことで、パック商品、割引航空券、割引乗車券などの利用を促進している。

平成20年度予算における削減効果 ▲41,328千円
951,638千円(割引運賃適用前) → 910,310千円(割引運賃適用後)

- 最も経済的な通常の経路については、経路選択ソフトなどを活用することにより情報の収集に努める。

- ・ 駅すぱあと等の経路検索ソフト等を利用し、最も経済的な通常の旅行経路情報の収集を行っている。

- 旅行経路の妥当性に関する確認及び検証を引き続き徹底する。

- ・ 経路検索ソフトの利用、旅行経路選択理由書等により旅行経路の妥当性に関する確認及び検証を実施している。

○ 在勤地内旅行に伴う交通費の実費支払いにパスネット等を活用し、支払件数の削減及び手続の簡素化を実施。（平成17年度より）

- ・ 在勤地内旅行に伴う交通費については、原則、パスネット等を活用し支払件数の削減及び事務処理の簡素化を継続して実施している。

○ 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。

- ・ 出張に代わる手段として、電子メール等の通信手段を活用するなどして出張旅費の削減に努めるよう担当者会議等で周知している。また、出張の必要性についての確認を行うよう文書を発出しており、データベースにも掲載し周知している。

○ 職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から、現金払いから口座振込への転換を一層推進するとともに旅費の受領代理人の口座振込の妥当性に関する確認及び検証を引き続き徹底する。

- ・ 旅費の支給方法については、原則として全額口座振込としている。また、旅費の受領代理人の口座振込の妥当性に関する確認及び検証を引き続き適切に行うよう担当者会議等で周知している。

10. 交際費等の効率化

(今後の取組計画)

- 交際費は、儀礼的・社交的な意味あいでも部外者に対し支出する贈与的性格を有する経費として、大臣等が海外出張した際に相手国要人に贈呈する土産や諸外国高官へのグリーティングカードの購入等に支出しているが、今後においても、このような交際費の性格及び職務関連性を一層厳しく確認の上、適正に運用。

・ 引き続き、適正な運用に努めている。

- 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準となるよう努める。

・ 引き続き、適正な運用に努めている。

平成20年度予算における削減効果

▲525千円

1 1. 国の広報印刷物への広告掲載

(今後の取組計画)

- 行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成19年度において、広報印刷物「ジュニア農林水産白書」等を広告媒体として活用することにより、広告料収入の確保に努める。

○ 広告料収入実績：105 千円（平成 17 年度）

○ 平成18年度において、広報印刷物「ジュニア農林水産白書」及び「食と農の扉」について入札を行った。しかしながら、応札がなかったことから、広告掲載には至らなかった。

○ 広告料収入実績：316 千円（平成 19 年度）

12. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

(今後の取組計画)

○ 地球温暖化対策推進本部（平成19年5月29日）において、内閣総理大臣から各大臣に対し、京都議定書の約束期間が終わる2012年までの6年間で、対応可能な国の庁舎は全て、太陽光発電又は建物の緑化等を導入するよう指示があったことから、太陽光発電の導入又は建物の緑化を集中的に進める。

・平成18年度までに、38Kwの太陽光発電及び2,584㎡の建物の緑化を整備済み。平成24年度までに、延床面積1,000㎡以上の庁舎で、構造上・立地上の不都合がない限り、太陽光発電の導入又は建物の緑化を進める。

○ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づいて、温室効果ガスの排出抑制のため、農林水産省が、自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を定める。

また、ISO14001に基づく環境管理システムの継続的運用を図るなどにより、省エネルギーや省資源、廃棄物の削減等に努める。

① エネルギー使用量の抑制

- ・ 太陽光発電の導入又は建物の緑化の推進。
- ・ 冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、暑さや寒さをしのぎやすい服装での執務を促進。
- ・ OA機器、照明のスイッチの適正管理等により、エネルギー使用量を抑制。
- ・ ESCO事業導入の推進。
- ・ 庁舎の使用電力購入に際し、省CO₂化の要素を考慮した裾切方式の一層の活用。
- ・ 「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」（環境省取りまとめ）を活用した取組の実施。

- ・ 温室効果ガス排出量を、平成 13 年度比で平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で 10%以上削減することを目標とする農林水産省の実施計画等に掲げる省エネルギー対策を実施。

② 資源の節約、廃棄物の削減

- ・ 両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量を削減。
- ・ 節水コマの取り付け等により節水を推進。
- ・ 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3 R を推進。

- ・ 政府の実行計画、環境管理システム等に掲げる省資源、廃棄物の削減対策を実施。（資源の効率的使用、ゴミのリサイクル・分別の推進等）

○ 再生産可能で環境への負荷が小さい木材の利用の推進

- ・ 庁舎の建築等に当たっては木材の利用を推進するとともに、備品及び消耗品の購入に当たっては木製品の導入を推進。（庁舎の木造化・内装の木質化、木製の事務机・会議機の導入、間伐材製品（フラットファイル、封筒、印刷用紙、飲料用紙製缶（カートカン）等）の利用を推進）

- ・ 庁舎の木造化・内装の木質化 31施設の木造による新築、2施設の内装木質化を実施（平成18年度）
- ・ 木製の事務机・会議机 約850台導入（平成18年度）
- ・ 間伐材フラットファイル 約112,000枚購入（平成18年度）
- ・ 間伐材封筒 約167万枚購入（平成18年度）
- ・ 間伐材印刷用紙（印刷物） 約77万部発行（平成18年度）
- ・ 飲料用紙製缶 約14,000本購入（平成18年度）

13. その他

(今後の取組計画)

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

- 農林水産省の行政効率化に当たっては、持続可能な農林水産行政の実現に向けて、効率的な行政運営と活力ある職場環境に取り組むこととする。

その具体的な取組としては、例えば、民間企業と農林水産省との人事交流により、幅広い視野からの政策立案や組織の活性化等を推進していくこととする。

また、庁舎整備や備品等の購入に当たって木材等の再生産可能な資源の利用を通じて環境負荷を低減する取組など、農林水産行政の特性を踏まえ、環境保全にも資するよう推進していくこととする。

・ 引き続き推進。

- 農林水産行政の推進に必要な業務・定員の確保を前提に、業務の大胆な見直しを行い、定員の合理化を推進。（平成18年度より）

- ① 国の職員による実地調査の原則廃止、調査本数の縮減等による農林統計業務部門の定員の合理化。
- ② 米麦の備蓄運営業務のIT化等による合理化や調査業務の見直し等による食糧管理業務部門の定員の合理化。
- ③ 地域での情報収集・提供業務の重点化による情報関係業務部門の定員の合理化。
- ④ 食品表示監視等の調査方法の効率化等による消費・安全業務部門の定員の合理化。
- ⑤ 国有林野事業特別会計の見直しに伴う一部業務の独立行政法人化について平成22年度末までに検討。

・ 組織の合理化・効率化を推進し、総人件費の削減に取り組む。

平成20年度における定員の純減

非現業 ▲1,145人 現業(国有林野事業) ▲92人

- 資金前渡官吏が支払をしている退職金、旅費等の支払を支出官払にし、支払い回数を増やすこと等により、迅速な事務処理を図る。（平成18年度より）

- ・ 農林水産本省における退職金、旅費、謝金の支払について、支出官払に移行しているところであり、迅速な事務処理を継続して実施している。

○ 一斉定時退庁の推進（平成16年度より）

- ・ 超勤縮減対策（平成16年6月策定）等に基づき、既存業務の抜本的見直しや定時退庁運動の強化により、効率的な業務遂行に努めている。

○ 予算執行調査の予算への反映

財務省による平成19年度予算執行調査の調査結果を踏まえ、予算執行の改善とともに予算の効率化・合理化を図る。

- ・ 強い農業づくり交付金（内、産地競争力の強化）
平成20年度予算における削減効果 ▲735百万円
- ・ 国有林野事業における生産事業
平成20年度予算における削減効果 ▲104百万円
- ・ 水田農業構造改革対策推進交付金
平成20年度予算における削減効果 ▲1,301百万円
- ・ 国営土地改良事業
平成20年度予算における削減効果 ▲981百万円